

行方市議会 議長交際費支出基準

(趣旨)

第1条 この基準は、議長が議会を代表して交際するために要する経費（以下「議長交際費」という。）の支出について必要な事項を定めるものとする。

(議長交際費の支出)

第2条 議長は市議会の運営及び市政にとって有益と認めるもの並びに交際上必要と認めるものについて、予算の範囲内で議長交際費を支出する。

(支出項目及び支出基準額等)

第3条 支出項目及び支出基準額は、別表1及び別表2のとおりとする。ただし、議長が特に必要と認める場合は、社会通念上妥当と認められる範囲内の金額において支出するものとする。

(議長交際費の不支出)

第4条 第2条及び前条の規定にかかわらず、政党その他の政治団体、宗教団体等に対するものはこれを支出しないものとする。

(公開)

第5条 この基準に基づく議長交際費の執行状況は、原則としてすべて公開する。ただし、支出先のプライバシーに関する情報は除くものとする。

2 前項の公開は、行方市ホームページに掲載するとともに、行方市情報公開条例に基づき公開する。

(見直し)

第6条 この基準については、社会通念上並びに社会経済状況の変化等に留意し、適正な予算を執行するため適宜見直しを行うものとする。

(その他)

第7条 この基準に定めるもののほか必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この基準は、平成22年7月1日から適用する。

交 際 費 の 支 出 基 準 額

別 表 1

支出項目	内 容	対象例及び対象者等	支出金額等	備 考
慶 祝	市が関与するイベント等祭 事、式典、祝賀会、並びに 市民の名誉、業績等のお祝	①叙勲・褒賞等祝賀 ②就任・激励会 ③落成式・記念式典	5,000 円 もしくは 社会通念上 の範囲内の 額	※当選祝及 び結婚祝は 支出しない
見 舞	病気見舞い 災害見舞い (火災・風水害・事故等)	①現職の行方市常勤 特別職 ②現職の市議会議員	10,000 円 以内	※病気見舞 は、病気又は 負傷のため 20 日以上病 臥し又は入 院加療した 場合
弔 慰	香典等	①市常勤特別職、市非 常勤特別職、市議会 議員 ②上記以外で特に必 要と認める者	別表2参照	※返礼は受 けない
会 費	会食を伴う会議等	会議、研修会、総会後 の懇親会	5,000 円 もしくは 会費相当額	
賛助金	各種団体等の活動趣旨に対 する賛助	公共的、公益的な活動 団体又は組織		
その他	市議会の運営上必要な場合 で、議長が特に認めたもの	①外部との公の意見 交換、研修、折衝の際 の土産品等 ②情報収集のための 懇談会等	社会通念上 の範囲内の 額	

交 際 費 の 弔 慰 の 範 囲

別 表 2

区		分		香 典	供 物
市 長 副市長 教育長	現	本	人	5,000 円	花環又は生花
	職	配偶者、実父母 同居の義父母		—	花 環
		元	本	人	—
市議会議員（市内）	現	本	人	5,000 円	花環又は生花
	職	配偶者、実父母 同居の義父母		—	花 環
		元	本	人	—
各行政委員会 教育委員、選挙管理委員、 監査委員、農業委員、固定 資産評価審査委員	現	本	人	5,000 円	花環又は生花
	職	配偶者、実父母 同居の義父母		—	花 環

配偶者、実父母及び同居の義父母に対する弔慰にあたって、花環の取り扱いができない場合は、香典対応とする。